

宣 誓 書

私儀、社会福祉法人〇〇〇会の理事就任にあたり、次の各号に該当していないことを宣誓します。

- 1 社会福祉法第44条第1項において準用する社会福祉法第40条第1項各号
- 2 社会福祉法第44条第6項
- 3 暴力団員等の反社会的勢力の者

年 月 日

住所

氏名

印

社会福祉法人 〇〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 様

(参考)

- ・ 社会福祉法第44条第1項
第40条第1項の規定は、役員について準用する。
- ・ 社会福祉法第40条第1項
次に掲げる者は、評議員になることができない。
 - 一 法人
 - 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 五 法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令による解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
 - 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第128条第1号二及び第3号において「暴力団員等」という。）
- ・ 社会福祉法第44条第6項
理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- ・ 社会福祉法人審査基準第3の1の(6)
暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員になることはできないこと。